

けいかく かんれん もくひょう
計画に関連するSDGsの目標



がい よう ばん
概要版

だい き や す し しょう ふく し けい かく
第7期野洲市障がい福祉計画

だい き や す し しょう じ ふく し けい かく
第3期野洲市障がい児福祉計画



れい わ ねん がつ
令和6(2024)年3月
やすし
野洲市

1 計画策定の背景と主旨

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「第6期野洲市障がい福祉計画」「第2期野洲市障がい児福祉計画」を策定し、事業の推進を行ってきました。

このたび、両計画の期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第7期野洲市障がい福祉計画」「第3期野洲市障がい児福祉計画」を策定します。

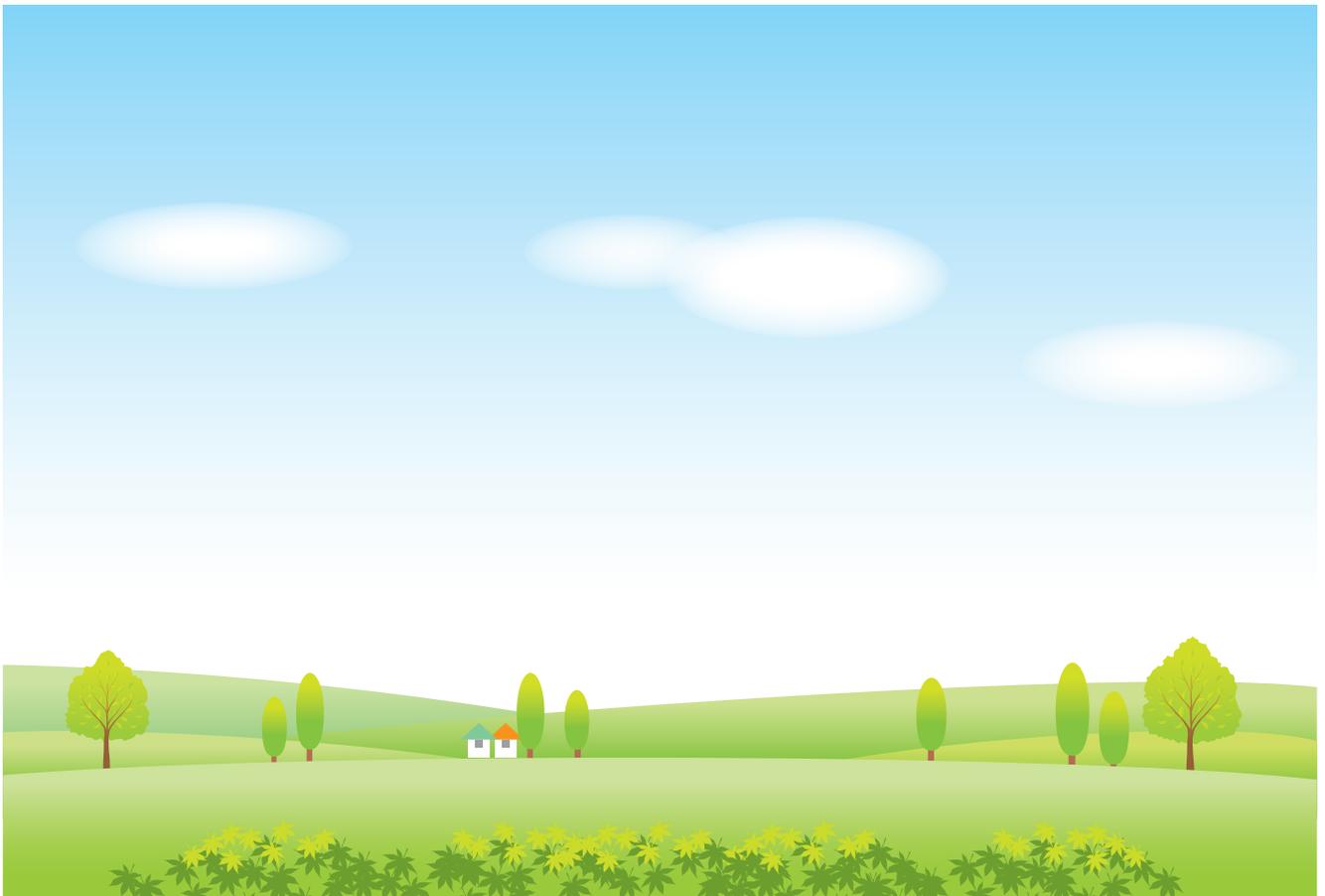
2 計画の位置づけ

本計画は、本市における各種サービスを円滑に提供するため、成果目標、活動指標及び障がい福祉サービス等の必要量の見込みを設定し、体制確保の方策を定める計画です。

本計画は、「野洲市総合計画」を最上位計画、「野洲市地域福祉基本計画」を上位計画として、「野洲市ほほえみやす21健康プラン」、「野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」、「いのち支える野洲市自殺対策計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・防災・就労など関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

3 計画の期間

「第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度の3年を計画期間とします。



4 計画の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

こく 目 項	こく 目 標
し せつにゆうしよしや ち いき いこう 施設入所者の地域移行	にん 1人
し せつにゆうしよしやすう さくげん 施設入所者数の削減	にん 0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

こく 目 項	こく 目 標
ほけん いりよう ふくし かんけいしや きようぎ ば けんいき せつ ち 保健・医療・福祉関係者による協議の場(圏域)の設置	しよ 1か所
ほけん いりよう ふくし かんけいしや きようぎ ば かんけいしや さん か しゃすう 保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	にん かい 3人/回
せいしん ほけん いりようふくし たいおう ち いき ほうかつ すいしんきようぎ かい さん か 「精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会」の参加	かい ねん 1回/年

(3) 地域生活支援の充実

こく 目 項	こく 目 標
ち いき せい かつ し えん きやうてん せい び 地域生活支援拠点の整備	しよ 1か所
きやうど こうどうしやう ひと し えん はあく し えんたいせい せい び しん き 強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握と支援体制の整備【新規】 ● 湖南地域障害児・者サービス調整会議の部会(行動支援ネット)の開催回数	かい ねん 4回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

こく 目 項	こく 目 標
いっばんしゆうろうい こうしやすう 一般就労移行者数	にん 3人
しゆうろうけいぞく し えん がた いっばんしゆうろうい こうしやすう 就労継続支援A型における一般就労移行者数	にん 4人
しゆうろうけいぞく し えん がた いっばんしゆうろうい こうしやすう 就労継続支援B型における一般就労移行者数	にん 3人
いっばんしゆうろう い こう もの わりあい わりいじよう しゆうろうい こう し えん じぎょうしよ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	じぎょうしよ 1事業所
しゆうろうていちゃくし えん じぎょう りようしやすう 就労定着支援事業の利用者数	にん 10人
しゆうろうていちゃくりつ わりいじよう しゆうろうていちゃくし えん じぎょうしよ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	じぎょうしよ 1事業所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

こく 目 項	こく 目 標
き かんそうだん し えん せつ ち 基幹相談支援センターの設置	しよ 1か所
き かんそうだん し えん ち いき そうだん し えん じぎょうしや たい ほうもんとう せんもんてき し どう 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・ 助言件数	けん ねん 12件/年
き かんそうだん し えん ち いき そうだん し えん じぎょうしや じんざいいくせい し えんけんすう 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	けん ねん 4件/年
き かんそうだん し えん ち いき そうだん し えん じぎょうしや れんけいきようか とりくみ じつ し かいすう 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	かい ねん 4回/年
しやう しゃ じりつ し えんきようぎかい せんもん ぶ かい けんとう こべつ じ れい けんすう 障がい者自立支援協議会の専門部会で検討した個別事例の件数	けん ねん 4件/年



しょう ふくし どう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

こく むく 項 目	もく ひょう 目 標
けん じつ し しょうがいふくし どう かか けんしゅう しまちしょくいん たい じつ し けんしゅう さん か にん 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	にん まい 4人/年
しょうがいしゃ じりつ し えんしん さしはらい どう どう けん さ けつ か ぶんせき けつ か かつよう じ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する(実施回数)	かい ねん 2回/年

しょう じ し えん ていぎょうたいせい せい び どう
(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

こく むく 項 目	もく ひょう 目 標
じ どうはつたつ し えん せつち 児童発達支援センターの設置	しょ 1か所
ほいくしやどうほうもん し えん じぎょうしやう 保育所等訪問支援の事業所数 (障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築)	しょ 2か所
じゅうしやうしんしんしやう じ し えん じ どうはつたつ し えん じぎょうしやう 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	しょ 2か所
じゅうしやうしんしんしやう じ し えん ほう か ご どう じぎょうしやう 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	しょ 2か所
ほけん いりよう しょう ふくし ほいく きやういくどう かんけい き かん きやうぎ ぼ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場	せつち 設置
いりやうてき じ どう かん はいち 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	はいち 配置

5 | しょう ふくし どう み こ つきあ
障がい福祉サービス等の見込み(1月当たり)

ほうもんけい
(1) 訪問系サービス

サービス名	がい よう 概 要	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
きょたくかいご 居 宅 介 護	しょう ひと かてい たい ほん 障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。	にん 138人	にん 139人	にん 141人
じゅうどほうもんかいご 重 度 訪 問 介 護	かてい ほん せいかつぜんばん かいご 家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	にん 6人	にん 6人	にん 7人
どうこうえんご 同 行 援 護	がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう じやうほう ていきやう いどう 外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援助を行います。	にん 6人	にん 6人	にん 6人
こうどうえんご 行 動 援 護	かてい ほん こんどう さい しょう きけん 家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	にん 19人	にん 20人	にん 22人
じゅうどしょうがいしゃどう 重 度 障 害 者 等 ほうかつしえん 包 括 支 援	きょたくかいご ふくさう ほうかつてき おこな 居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。	みこ 見込み なし	みこ 見込み なし	みこ 見込み なし



(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	日中に入浴、排せつ、食事の介護を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	134人 2,448日	136人 2,484日	138人 2,520日	
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	1人 19日	1人 19日	1人 19日	
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	2人 22日	2人 22日	2人 22日	
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。	24人 381日	26人 413日	28人 445日	
就労継続支援 A型	雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	29人 574日	31人 613日	33人 653日	
就労継続支援 B型	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	168人 2,789日	172人 2,855日	176人 2,922日	
就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	10人	10人	10人	
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。	—	18人	18人	
療養介護	医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	9人	9人	9人	
短期入所	短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	福祉型	29人 87日	31人 93日	33人 99日
		医療型	6人 23日	6人 26日	7人 29日



(3) 居住系サービス

サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	2人	2人	2人
共同生活援助	日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。	71人	76人	81人
施設入所支援	夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	29人	30人	30人

(4) 相談支援

サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	市が指定する特定相談支援事業者が介護給付等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。	176人	185人	195人
地域移行支援	住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	1人	1人	1人
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	2人	2人	2人



しょう じ し えん
(5) 障がい児支援サービス

サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	78人 209日	80人 214日	82人 219日
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	192人 2,361日	196人 2,410日	200人 2,460日
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。	22人 59日	24人 64日	26人 70日
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	1人 2日	1人 2日	1人 2日
障害児相談支援	障がい児支援サービスを利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	91人	94人	97人

6 | ち い き せ い か つ し えん じ ぎ よ う み こ
地域生活支援事業の見込み

ひつ す じ ぎ よ う
(1) 必須事業

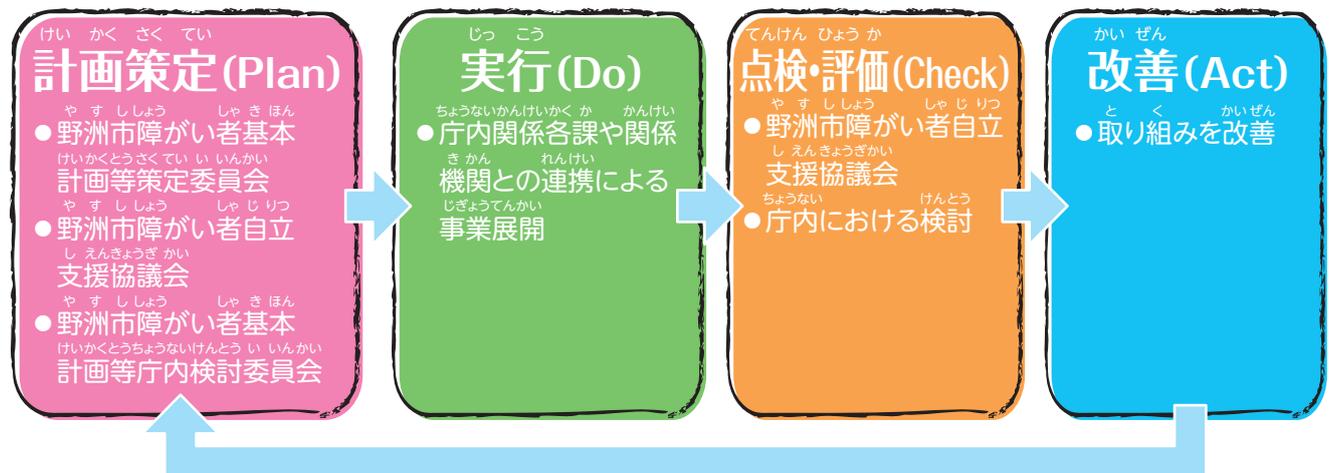
サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	障害や障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民に対して研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行います。	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
相談支援事業	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。	じぎょうしょ 3事業所	じぎょうしょ 3事業所	じぎょうしょ 3事業所
基幹相談支援センター	権利擁護・虐待防止に関する相談を含む総合的・専門的な相談支援等を実施し、地域移行・地域定着の促進や、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例の対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。	しよ 0か所	しよ 0か所	しよ 1か所

サービス名	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が十分でない障がいのある人等の為に、成年後見制度の利用にあたっての支援や必要となる経費の一部の助成を行います。	7人	7人	7人
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。	165人	175人	185人
手話通訳者 設置事業		2人	2人	2人
手話奉仕員 養成研修事業		20人	25人	20人
日常生活用具 給付等事業	補装具以外で日常生活を便利にする用具の給付などを行います。	532件	522件	512件
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	142人	145人	148人
		9,798時間	10,005時間	10,212時間
地域活動支援 センター事業	創作活動または機能訓練などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	2か所	2か所	2か所
		131人	133人	136人

7 計画の推進

本計画を確実に実施していくために、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「野洲市障がい者自立支援協議会」の意見や提言を受けます。

また、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、その推進状況を定期的に把握し点検・評価 (Check) した上で、その後の取り組みを改善する (Act)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画 概要版 令和6年3月

発行：野洲市障がい者自立支援課 (令和6年4月1日より障がい福祉課に変わります)

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1 電話 077-587-6087 FAX 077-586-2177

(令和6年5月7日より FAX 077-586-2176に変わります)